

蕨市男女共同参画パートナーシップ条例



お互いよりよく生きたい。
重たい荷物は男女で持ちましょう。
人生の美酒も苦汁も同じように分け合って
飲んで、味わっていきましょう。

平成15年6月1日施行

蕨 市

蕨市男女共同参画パートナーシップ条例

条例ができるまで

市民で構成する男女共同参画市民懇談会からの提言を尊重しました。

- 条例の表現は、誰でもわかるように
- 条例の内容は、地域で男女共同参画を進める指針に

条例の特徴と主な内容

- 1 1** **ですます調で表現**
難しい言い回しをやめて、ですます調でわかりやすく内容を表現しました。
- 2 2** **市民と共に**
「お互いよりよく生きたい、、、」と市民と共に進めてきた経緯を条例の前文で表しました。
- 3 3** **市の責務を明らかに(第4条、第5条、第6条)**
男女共同参画を進めるために、市は、市民、事業者と協力しながら取り組みます。そこで、市、市民、事業者の責務を明記しました。
- 4 4** **性別による権利侵害をなくすために(第7条)**
ドメスティック・バイオレンスなどの女性に向けられる暴力をなくすことをうたっています。
- 5 5** **情報提供には留意を(第8条)**
情報を流すときには、男女によって役割を固定していないか、行き過ぎた性的表現がないか、見直すように定めています。
- 6 6** **地域で進めるために(第10条)**
男女共同参画推進員を設け、地域で男女共同参画を進める事業を行います。
- 7 7** **男女共同参画推進委員の公募(第11条)**
男女共同参画について、調査審議する男女共同参画推進委員会を設けます。委員の一部を公募する制度は、蕨市で初めてです。
- 8 8** **苦情や相談等への対応(第13条)**
男女共同参画に関して苦情や相談などを受付け、適切な対応に努めます。

男女共同参画にみんなで一緒に取り組みましょう



市の取り組み(第9条)

- 家庭生活と職業生活、学習、地域活動の両立を支援します
 - 広報活動を行います
 - 男女平等教育や学習に取り組みます
 - 積極的格差の是正措置を進めます
 - 審議会委員などへの積極的格差是正措置を行います
 - 地域で啓発や推進事業を行います
 - 情報の提供や人材の育成を行います
 - リプロダクティブ・ヘルス/ライツの認識を広めます
 - 調査研究を行います
- リプロダクティブ・ヘルス/ライツ = 妊娠や出産など女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利

条例の大切な考え(第3条)

男女の人権を尊重しましょう

「女だから、男だから」と決めつけた意識や慣習は見直しましょう

男女はパートナー。大事なことは一緒に考え、決めましょう

家庭のことはみんなで行い、仕事や学習などを両立しましょう

性別による権利侵害は禁止です

性と生殖に関する健康と権利を尊重しましょう

国際的な取り組みと共に進めていきましょう



男女共同参画を進めます

基本計画をつくります(第12条)

市民の代表や関係機関の方々に構成する男女共同参画推進委員会を設け、基本計画について調査、審議します。インターネットなどで基本計画についての意見を募集します。市民の声を尊重した平成16年度からはじまる「男女共同参画プラン」をつくります。内容は公表し、市民と共に進めます。

誰にも話せなかったあなたの悩みをご相談ください

女性の心と生き方相談

原則毎月第2、第4火曜日、午後1時半～4時半

場所: 蕨市民会館

事前予約制。秘密は守ります。無料です。

受付電話 市民課市民室 433-7745

問い合わせ 企画財政室 433-7760

男女共同参画についてのお問い合わせ

蕨市総務部企画財政室企画調整担当

〒335-8501 蕨市中央5-14-15

電話 048-433-7760 FAX 048-432-7992

Eメール kizai@city.warabi.saitama.jp

URL <http://www.city.warabi.saitama.jp/>

出前講座「男女共同参画みんなが主役」では、市職員が皆様のところにお伺いし、条例の説明をいたします。お気軽にお問い合わせください。